

### III 出資に関する記載

＜国際金融等業務＞

#### ○出資業務の概要

海外で事業を行う者に対して、当該事業に必要な資金を出資すること等。

#### ○当該出資業務の出資の目的及び根拠法の規定

国際協力銀行法第23条第1項

国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次のうち我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するためのもの（以下「国際金融等業務」という。）を行う。

七 海外で事業を行う者（専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。）に対して当該事業に必要な資金を出資し、又は当該出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金を借り入れる場合（我が国の法人等から借り入れる場合を除く。）において、当該長期資金に係る債務を保証し、若しくは当該長期資金に係る債務を保証した者（我が国の法人等を除く。）に対してその保証債務を保証すること。



#### ○出資先（出資比率が100分の20以上のもの）の名称及び事業内容等

なし

## <海外経済協力業務>

### ○出資業務の概要

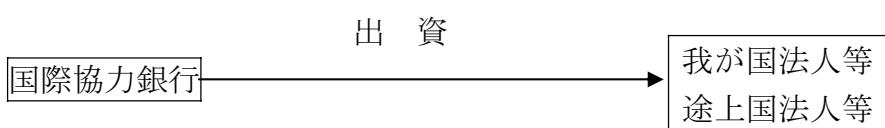
我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を出資すること等。

### ○当該出資業務の出資の目的及び根拠法の規定

国際協力銀行法第23条第2項

2 国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務（第一号及び第二号に規定する業務は、資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「海外経済協力業務」という。）を行う。

二 我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資すること。



### ○出資先（出資比率が100分の20以上のもの）の名称及び事業内容等

| 名称              | 事業内容   | 出資目的                 | 出資根拠               | 出資残高<br>(円)    | 当初<br>出資年月日 | 出資比率<br>(%) |
|-----------------|--|----------------------|--------------------|----------------|-------------|-------------|
| 日本ウジミナス(株)      | ミネソ・シエラ州における製鉄事業（年産約480万トン）                              | 製鉄事業の事業資金            | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 11,550,400,000 | 1967年4月3日   | 38.4        |
| 日本アサハンアルミニウム(株) | 北スマトラにおけるアサハ川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミニウム製錬（年産約22万5千トン） | アルミニウム製錬事業の事業資金      | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 49,992,500,000 | 1975年12月27日 | 50.0        |
| 日本シンガポール石油化学(株) | ジュロン島におけるエチレン等石油化学製品の製造（エチレン年産約100万トン等）                  | 石油化学製品事業資金           | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 4,775,400,000  | 1977年8月22日  | 20.0        |
| 日本アマゾンアルミニウム(株) | アマゾン地域におけるアルミニウム生産（年産約260万トン）及びアルミニウム製錬事業資金              | アルミニウム及びアルミニウム製錬事業資金 | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 25,760,000,000 | 1978年8月29日  | 44.9        |

| 名称                 | 事業内容   | 出資目的                        | 出資根拠               | 出資残高<br>(円)    | 当初<br>出資年月日 | 出資比率<br>(%) |
|--------------------|--|-----------------------------|--------------------|----------------|-------------|-------------|
| 日本・サウジアラビアメタノール(株) | アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造(年産約300万㌧)                                      | メタノール製造事業資金                 | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 693,000,000    | 1979年12月17日 | 30.0        |
| サウディ石油化学(株)        | アルジュベール工業地帯におけるエチレン、エチレンリコール等石油化学製品の製造(エチレン年産約75万㌧、エチレンリコール年産約135万㌧)   | エチレン、エチレンリコール等石油化学製品の製造事業資金 | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 25,335,000,000 | 1981年6月17日  | 44.6        |
| (株)日本国際協力機構        | 民間レベルでの経済協力を推進するため、開発途上国の産業振興に貢献するプロジェクトに対する先導的投融资及びプロジェクトの発掘・形成を行う(注) | 途上国の産業振興に貢献する事業への投融资資金      | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 6,300,000,000  | 1989年3月22日  | 38.5        |
| カフコジャパン投資(株)       | チッタコン市における尿素(年産約60万㌧)及びアンモニア(年産約50万㌧)の製造                               | 尿素及びアンモニア製造事業資金             | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 2,330,300,000  | 1990年7月27日  | 46.4        |
| 大連工業団地投資(株)        | 大連市経済技術開発区内において、工業団地(217ha)の造成・分譲・管理を行う                                | 工業団地造成資金                    | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 650,000,000    | 1992年10月30日 | 40.6        |
| メキシコ環境基金           | メキシコにおいて、民間による小規模の環境関連事業の育成を支援するため、投資組合方式で同事業創業のための資金を出資によって支援するもの     | 環境関連事業への投融资事業資金             | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 805,033,757    | 1993年9月17日  | 28.6        |
| ハブ・パワー・ジャパン(株)     | カナダ近郊に1,292MWの石油火力発電所を民活ベースで建設・運営する事業                                  | 石油火力発電所の建設・運営事業資金           | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 450,000,000    | 1994年10月14日 | 50.0        |

| 名称            | 事業内容   | 出資目的                       | 出資根拠               | 出資残高<br>(円)   | 当初<br>出資年月日 | 出資比率<br>(%) |
|---------------|--|----------------------------|--------------------|---------------|-------------|-------------|
| スマトラパルプ（株）    | 南スマトラ・ビリンビン地区において、アカシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、年間約45万トンのパルプを生産する | パルプ生産事業資金                  | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 5,701,600,000 | 1995年4月21日  | 42.7        |
| 上海環球金融中心投資（株） | 上海市浦東新区において金融センタービルの建設・運営を行うもの                             | 金融センタービルの建設運営事業資金          | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 5,000,000,000 | 1995年7月21日  | 21.7        |
| 地方企業育成基金      | インド地方中堅企業の育成を支援するため、IFC、ADB等と合同で信託基金を設立し、投資を行なうもの          | 地方企業育成基金の設立資金              | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 773,125,000   | 1996年4月12日  | 22.7        |
| タイリカバリーファンド   | タイ国の中小・中堅企業の再建・育成を促進しようとするもの                               | 中小・中堅企業の再建・育成資金            | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 390,718,044   | 2001年7月13日  | 25.0        |
| 国際連合大学信託基金    | 国際連合大学に設けられる信託基金を通じて、開発途上国から日本への私費留学生に対する支援を行うもの           | 開発途上国から日本への私費留学生に対する貸与資金原資 | 本行法第1条及び第23条第2項第2号 | 93,530,000    | 2003年8月19日  | 100.0       |

（注）（株）日本国際協力機構は、2002年3月20日の臨時株主総会にて解散が決議され、現在清算手続中。

#### IV 子会社、関連会社及び関連公益法人等に関する記載

該当無し。